

令和8年4月1日付け採用 大分市地区公民館長 公募要項

次のとおり、大分市地区公民館に勤務する館長を募集します。

1. 募集人員、任用期間及び職務内容

募集人員	任用期間	職務内容
大分南部公民館 1名 大分東部公民館 1名 鶴崎公民館 1名 植田公民館 1名 坂ノ市公民館 1名	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの12か月とする。 (勤務成績等が良好な場合には、4回を限度に再度任用することがあります。)	大分市地区公民館の館長業務 (公民館事業及び所属職員の統括、公民館運営審議会に関すること、地域諸団体の連携に関することなど)

2. 応募資格

採用区分	資格要件
地区公民館長	(1) 社会教育の推進と生涯学習の振興並びに市民との協働によるまちづくりの推進に関し、識見を有し、情熱を持って取り組む意欲のある人 (2) 心身ともに健全であること (3) パソコンの基本操作ができる人(ワード・エクセルなど) (4) 次のいずれかに該当する人は、応募できません。 (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (イ) 大分市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 選考方法

方法	選考内容
第1次試験(筆記試験・論文) 日時: 令和7年11月29日(土) 9:00~12:00 場所: 大分市役所 本庁舎8階 大会議室 ※申込者へ受験番号等の案内通知を郵送します。	①筆記試験 ○まちづくり、社会教育、人権教育に関すること ★下記法令等について理解しておいてください。 ○まちづくりに関すること: 「大分市まちづくり自治基本条例」等 ○社会教育に関すること: 「社会教育法」「大分市生涯学習推進計画(第四次)」等 ○人権教育に関すること: 「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT理解増進法」「こども基本法」および「大分市人権教育・啓発基本計画」等 ②論文 テーマ: 「一人一人の生涯にわたる学びを支援するために地区公民館が果たす役割について」 (1200字以内、下書き等資料持ち込み禁止) ※試験結果は、受験者全員に通知します。

第2次試験（個別面接） （第1次試験合格者のみ実施） ※第1次試験合格者へ第2次試験日程等の案内通知を郵送します。 （1月中旬頃に発送予定）	個別面接 ※試験結果は、第2次試験受験者全員に通知します。
---	----------------------------------

4. 応募方法

申込書などの配布場所	市民協働推進課、各地区公民館、各支所 （市ホームページからもダウンロードできます）
提出書類	令和8年4月1日付け採用 大分市地区公民館長選考試験申込書(その1)(その2)（市指定のもの）
申込先	〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所 市民部 市民協働推進課 自治担当班（大分市役所本庁舎2階） ※選考試験申込書を封筒に入れ「地区公民館長応募」と朱書し郵送、 または直接お持ちください
受付期間	令和7年10月3日(金)から11月7日(金)まで ※郵送の場合は11月7日(金) 必着

5. 身分及び勤務条件

（令和7年9月1日現在） ※採用時には変更となることがあります。

身分	会計年度任用職員
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日までの12か月 ※任用後1か月間は条件付採用期間となります。
勤務時間・報酬	週4日（週31時間）勤務の場合 日額11,204円（上限額） 週5日（週31.25時間）勤務の場合 日額9,036円（上限額） ※1日の勤務時間は、週4日勤務の場合7時間45分（休憩時間60分を除く） で午前8時30分～午後5時15分 週5日勤務の場合6時間15分（休憩時間60分を除く）で午前8時30分～ 午後5時15分の所属長が指定する時間 ※土曜・日曜勤務あり ※日額は学歴や職歴等により上限額に達しない場合があります。 ※勤務時間は配属先で決定します。
休日等	月曜、祝日（月曜が祝日の場合はその翌日）および年末年始（12月29日～ 1月3日）は休日となります。
費用弁償 （通勤手当）	市の規定に基づき、通勤手当に相当する額を支給します。
期末・勤勉 手当	市の規定に基づき、10月および翌年4月に期末手当（各1.25月分）および 勤勉手当（各1.05月分）を支給します。
休暇等	年次有給休暇（10日）、職員の結婚、忌引休暇、証人等出頭休暇、公民権休 暇、夏季休暇等を本市の規定により付与します。

6. 社会保険等

健康保険、厚生年金保険および雇用保険に加入します。

7. その他

- (1) 提出書類に虚偽があった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) この試験において提出された書類は一切お返ししません。